

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第432号）

〔 民事訴訟被告答弁書根拠文書不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和7年2月19日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和元年6月16日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。

（行政文書公開請求の内容）

（1） 略

（2）－1 「被告答弁書」『訴状「紛争の要点（請求の原因）に記載の「5 入学者選抜委員について」』下段※3に関して、「平成28年度大阪府公立学校教員採用選考テスト」よりも以前の「平成24年度大阪府公立学校教員採用選考テスト」に採用された公民科教員が、地理歴史の授業について「採用時の区分に関わりなく、授業を担当」させることができる根拠がわかる資料（以下「本件請求1」という。）。

（2）－2 上記と同様に、「平成24年度大阪府公立学校教員採用選考テスト」によって採用された公民科教員に対して、合格判定科目以外である高校商業の授業を恒常的に担当させることができる根拠がわかる資料（以下「本件請求2」という。）。

（3）「被告第1準備書面」1頁に「常勤の講師の採用については、講師を割り当てる教科が府教育委員会から指定されているため、学校の判断で任意の教科に採用することができない」とあるとおり、平成29年度において府立〇〇高校に対して常勤講師を割り当てる教科が府教育委員会から指定されたことがわかる資料。育休代替や少人数授業に対する加配など、当該教科への配当根拠がわかるものも合わせて請求する（以下、少人数授業に対する加配を除いた部分について「本件請求3」という。また、本件請求1、本件請求2及び本件請求3を併せて「本件請求」という。）。

- 2 同年7月3日付けで、実施機関は、本件請求について条例第13条第2項の規定により、下記のとおり理由を付して不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（公開請求に係る行政文書を管理していない理由）

本件公開請求に係る行政文書については、存在していないため管理していない。

- 3 同月6日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。当該文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

1 審査請求書における主張

本件請求により公開を求める文書は、〇〇「〇〇請求事件」における被告（〇〇、〇〇）の証言を元に請求した文書である。

審査請求人は、本件請求を行うにあたり上記訴訟事件に係る被告答弁書を添付したが、これによれば、「社会」の教員免許状を持つ教員並びに「地理歴史」と「公民」の両方の免許を持つ教員は、「地理歴史」と「公民」の両方の授業を担当することが可能であり、採用時の区分に関わりなく、授業を担当していると説明している。採用時の労働条件説明に関係なく、当該取り扱いをしていることが〇〇高校の〇〇の職にあった者によって証言されているので、当然そのように規定された文書が存在することは明白である。同様に、採用時の労働条件説明に関係なく商業科の授業を担当させることができる根拠も存在することが明白である。

また、当該〇〇は「常勤の講師の採用については、講師を割り当てる教科が府教育委員会から指定されている」とも証言しているため、指定した際の文書が存在することも明白である。

2 反論書における主張

担当する教科（科目）について、「学校長のマネジメントの範囲内で、それとは異なる教科（科目）を担当することもある」が「このことを具体的に示す資料は存在しない」とあるが、労働契約において、何が職務であり何が職務ではないのかを規定するのは当然であり、これを明示せずに「学校長のマネジメントの範囲」として学校長に責任を丸投げすることは雇用者としての責任回避であり違法に当たると考えられるため、資料が存在しないことは不当である。

また、常勤講師の教科について「府教育委員会から指定され」ということはない、としているが、〇〇における被告準備書面において、〇〇の〇〇が常勤講師の採用について、「講師を割り当てる教科が府教育委員会から指定されている」と裁判所に対して証言しているため、この弁明は虚偽であることがわかるため、指定したことがわかる文書を公開すること。あるいは、〇〇の〇〇は偽証罪に該当することになるので、どちらであるのか釈明されたい。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明書における主張

（１）弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

（２）弁明の理由

担当する教科（科目）については、本人が所持する教員免許や配属先の学校の状況に照らして、「採用時の区分」や「合格判定科目」を基本としつつも、学校長のマネジメントの範囲内で、それとは異なる教科（科目）を担当することもある。ただし、このことを具

体的に示す資料は存在していないため、不存在による非公開決定が不当であるとはいえない。

また、教職員の人事は、各学校の実情に応じて、校長・准校長の具申をもとにして行われる。「常勤講師」についても同様であり、校長・准校長の具申をもとにして決められていくため、「府教育委員会から指定され」ということはない。ただし、このことを具体的に示す資料は存在していないため、本件決定が不当であるとはいえない。

(3) 結論

以上のとおり、それぞれ事実の分かる資料は存在しておらず、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

2 実施機関説明における主張

本件請求1及び本件請求2は、教員に採用時の合格判定科目に関係なく、他の科目の授業を担当させることができる根拠がわかる資料の公開を求めるもので、本件請求3は、常勤講師の担当科目が、実施機関から指定されていることがわかる資料の公開を求めるものである。

本件請求1及び本件請求2について、実際に採用された者が複数の免許を所有している場合に、校長が、当初の合格判定科目とされたものとは異なる教科の授業を依頼して、当該科目を担当する場合がある。ただ、これについて具体的に示した文書は存在しないため、不存在として決定した。

本件請求3について、常勤講師については、学校長と実施機関のやり取りを経て決定する性質のものであって、実施機関から一方的に教科を指定したりするものではないことから、これに関する文書も存在せず、不存在として決定した。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件請求1及び本件請求2について

実施機関に確認したところ、府立学校における校務の職務分担の決定は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条において高等学校に準用する同法第37条第4項の「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」に基づき、学校長の権限に属していることから、教職員の担当科目を決定するのは、学校長の権限によるとのことである。

このことから、教員がどの科目を担当するかについても、最終的には学校長の権限に基づ

いて、学校長が判断することとなるといえる。

その詳細について実施機関は以下のように説明する。

原則として教員は採用時の区分や合格判定科目を担当することとなる。しかし、教員が学期の途中で一定期間休職するような場合、当該教員が担当する授業がすべて自習となることは生徒に不利益となり適切ではないため、学校長は別の教員に対し、合格判定科目以外の教員免許（以下「免許」という。）を有する科目を担当することを求めることがあり、当該教員が承諾した場合は、当該教員はその科目（自身の合格判定科目とは別の科目）を担当することになる。

また、科目の担当を決定するに当たり、校内に当該科目で合格判定を受けた教員が少ない場合、学校長は、合格判定を受けた科目と別の科目であっても当該科目の免許を有する教員に対し、当該科目を担当することを求め、その教員が承諾した場合はその科目を担当することがあるとのことである。

これについて実施機関は、学校長の権限の範囲内で行うものであって、上記のような教員の担当科目に関する取扱いを記載した文書は存在しないと主張している。

学校教育法第62条の定めからすると、学校長は、学校における状況を踏まえて教員の担当科目を判断することが求められるのであり、このような運用は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条第1項の「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない」との規定その他法令等に反するものではないこと、また実施機関の主張を踏まえると、本件請求1及び本件請求2に係る行政文書が存在しないことは不合理とまではいえない。

（2）本件請求3について

審査請求人は、〇〇は「常勤の講師の採用については、講師を割り当てる教科が府教育委員会から指定されている」と証言しているため、指定した際の文書が存在することは明白であると主張する。

常勤講師は、正規教員等に欠員が生じる場合や、育児休業・産前産後休暇など正規教員等の代替が必要な場合に任用されるものであり、その任用手順について実施機関に確認したところ、次の回答が得られた。

実施機関は、各府立学校の校長又は准校長の具申に基づき、府立学校全体の状況を踏まえて教職員の人事配置を行っており、常勤講師については、その人数枠を指定している。学校長は、確定した常勤講師の人数及び各府立学校において正規教員が不足する教科に応じて、講師登録者の中から任用目的に応じた者を選定して任用内申を提出し、実施機関は、学校長からの任用内申を受けて、適切であると判断した場合は任用を行う。

以上の手順から、学校長がどの教科にどの常勤講師を配置するか、選定しているといえる。

このことから、常勤講師がどのような教科を担当するかについては、各府立学校の実情、配置された教職員の人数及び配置された正規教員の状況等により決定されるものであり、これら事情を最もよく把握している学校長が、これら事情を踏まえて決定するとの実施機関の説明は合理的であるといえる。

以上のことから、大阪府教育委員会が、常勤講師の担当科目を指定することはないといえる。本件請求３に記載されている「常勤講師を割り当てる教科が府教育委員会から指定された」という事実が認められない以上、これに係る文書が存在しないことは不合理ではない。

３ 結論

よって、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

荒木 修、島尾 恵理、小谷 真理、福島 力洋、丸山 敦裕